

総合評価方式の運用（令和 7 年 6 月） 新旧対照表

【新】令和 7 年 6 月	【旧】令和 7 年 4 月	備 考																																																																																																																
1. 6 総合評価方式における入札参加資格等について 1. 6. 1 入札参加資格要件 (1) 必須事項 5) 所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、特例監理技術者の配置については、特記仕様書によるものとする。 d) 専任特例の対応を予定している場合、別記様式 3-4 に記入すること。申請書及び確認資料提出後の審査では、別記様式 3-4 のチェック状況の確認のみとし、要件を確認するための資料の提出は、落札決定後に求めるものとする。 1. 6. 2 入札参加資格の提出資料等 <table><tr><th colspan="2">入札参加資格要件</th><th>総合評価項目</th><th>様式</th></tr><tr><td colspan="2">【必須事項】</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①</td><td>地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>②</td><td>沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>③</td><td>会社更生法又は民事再生法に基づき更生(または再生)手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>④</td><td>経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑤</td><td>配置予定技術者について、申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑥</td><td>申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑦</td><td>設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は、設計共同体の各構成員を含む。)と資本関係又は人事面での関連がないこと。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑧</td><td>他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑨</td><td>警察当局からの排除要請がないこと。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑩</td><td>同一工種又は同種工事の施工実績があること。</td><td>○</td><td>別記様式 2</td></tr><tr><td>⑪</td><td>所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、専任特例の適用については、特記仕様書によるものとする。</td><td>○</td><td>別記様式 3</td></tr><tr><td>⑫</td><td>施工計画が適正であること。(特別簡易型を除く)</td><td>○</td><td>別記様式 4</td></tr></table>	入札参加資格要件		総合評価項目	様式	【必須事項】				①	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	—	別記様式 1-2	②	沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。	—	別記様式 1-2	③	会社更生法又は民事再生法に基づき更生(または再生)手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。	—	別記様式 1-2	④	経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。	—	別記様式 1-2	⑤	配置予定技術者について、申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	—	別記様式 1-2	⑥	申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。	—	別記様式 1-2	⑦	設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は、設計共同体の各構成員を含む。)と資本関係又は人事面での関連がないこと。	—	別記様式 1-2	⑧	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。	—	別記様式 1-2	⑨	警察当局からの排除要請がないこと。	—	別記様式 1-2	⑩	同一工種又は同種工事の施工実績があること。	○	別記様式 2	⑪	所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。 なお、専任特例の適用については、特記仕様書によるものとする。	○	別記様式 3	⑫	施工計画が適正であること。(特別簡易型を除く)	○	別記様式 4	1. 6 総合評価方式における入札参加資格等について 1. 6. 1 入札参加資格要件 (1) 必須事項 5) 所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、特例監理技術者の配置については、特記仕様書によるものとする。 d) 監理技術者の専任配置の特例（専任特例）についての適否、また、専任特例の要件や兼務を認める工事は、特記仕様書で示すものとする。専任特例の対応を予定している場合、別記様式 3-4 に記入すること。申請書及び確認資料提出後の審査では、別記様式 3-4 のチェック状況の確認のみとし、要件を確認するための資料の提出は、落札決定後に求めるものとする。 1. 6. 2 入札参加資格の提出資料等 <table><tr><th colspan="2">入札参加資格要件</th><th>総合評価項目</th><th>様式</th></tr><tr><td colspan="2">【必須事項】</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①</td><td>地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>②</td><td>沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>③</td><td>会社更生法又は民事再生法に基づき更生(または再生)手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>④</td><td>経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑤</td><td>配置予定技術者について、申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑥</td><td>申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑦</td><td>設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は、設計共同体の各構成員を含む。)と資本関係又は人事面での関連がないこと。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑧</td><td>他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑨</td><td>警察当局からの排除要請がないこと。</td><td>—</td><td>別記様式 1-2</td></tr><tr><td>⑩</td><td>同一工種又は同種工事の施工実績があること。</td><td>○</td><td>別記様式 2</td></tr><tr><td>⑪</td><td>所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、専任特例の適用については、特記仕様書によるものとする。</td><td>○</td><td>別記様式 3</td></tr><tr><td>⑫</td><td>施工計画が適正であること。(特別簡易型を除く)</td><td>○</td><td>別記様式 4</td></tr></table>	入札参加資格要件		総合評価項目	様式	【必須事項】				①	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	—	別記様式 1-2	②	沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。	—	別記様式 1-2	③	会社更生法又は民事再生法に基づき更生(または再生)手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。	—	別記様式 1-2	④	経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。	—	別記様式 1-2	⑤	配置予定技術者について、申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	—	別記様式 1-2	⑥	申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。	—	別記様式 1-2	⑦	設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は、設計共同体の各構成員を含む。)と資本関係又は人事面での関連がないこと。	—	別記様式 1-2	⑧	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。	—	別記様式 1-2	⑨	警察当局からの排除要請がないこと。	—	別記様式 1-2	⑩	同一工種又は同種工事の施工実績があること。	○	別記様式 2	⑪	所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、 専任特例の適用 については、特記仕様書によるものとする。	○	別記様式 3	⑫	施工計画が適正であること。(特別簡易型を除く)	○	別記様式 4	【12 ページ】 特記仕様書での専任特例の記載を削除 【16 ページ】 特記仕様書での専任特例の記載を削除
入札参加資格要件		総合評価項目	様式																																																																																																															
【必須事項】																																																																																																																		
①	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
②	沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
③	会社更生法又は民事再生法に基づき更生(または再生)手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
④	経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑤	配置予定技術者について、申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑥	申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑦	設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は、設計共同体の各構成員を含む。)と資本関係又は人事面での関連がないこと。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑧	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑨	警察当局からの排除要請がないこと。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑩	同一工種又は同種工事の施工実績があること。	○	別記様式 2																																																																																																															
⑪	所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。 なお、専任特例の適用については、特記仕様書によるものとする。	○	別記様式 3																																																																																																															
⑫	施工計画が適正であること。(特別簡易型を除く)	○	別記様式 4																																																																																																															
入札参加資格要件		総合評価項目	様式																																																																																																															
【必須事項】																																																																																																																		
①	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
②	沖縄県の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
③	会社更生法又は民事再生法に基づき更生(または再生)手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
④	経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑤	配置予定技術者について、申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑥	申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑦	設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は、設計共同体の各構成員を含む。)と資本関係又は人事面での関連がないこと。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑧	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑨	警察当局からの排除要請がないこと。	—	別記様式 1-2																																																																																																															
⑩	同一工種又は同種工事の施工実績があること。	○	別記様式 2																																																																																																															
⑪	所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、 専任特例の適用 については、特記仕様書によるものとする。	○	別記様式 3																																																																																																															
⑫	施工計画が適正であること。(特別簡易型を除く)	○	別記様式 4																																																																																																															

総合評価方式の運用（令和7年6月） 新旧対照表

【新】令和7年6月	【旧】令和7年4月	備考																												
1. 7 評価項目及び評価基準 1. 7. 5 「①企業の能力等」における申請書等および評価に関する留意事項 (1 2) 社会資本維持活動の実績 《全型共通》 <table><tr><th>評価細目</th><th>評価の視点</th><th>配点</th><th>点数</th><th>評価基準</th></tr><tr><td rowspan="3">社会資本維持活動の実績</td><td rowspan="3">過去1年間の社会資本維持活動実績の回数</td><td rowspan="3">2 (1)</td><td>2 (1)</td><td>活動実績4回以上あり</td></tr><tr><td>1 (0.5)</td><td>活動実績2回以上4回未満</td></tr><tr><td>0 (0)</td><td>活動実績2回未満、実績なし</td></tr></table> ※簡易型・標準型について、地域内での拠点の有無及び近隣地域での施工実績を評価項目とする場合は()の点数を適用する。	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	社会資本維持活動の実績	過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2 (1)	2 (1)	活動実績4回以上あり	1 (0.5)	活動実績2回以上4回未満	0 (0)	活動実績2回未満、実績なし	1. 7 評価項目及び評価基準 1. 7. 5 「①企業の能力等」における申請書等および評価に関する留意事項 (1 2) 社会資本維持活動の実績 《全型共通》 <table><tr><th>評価細目</th><th>評価の視点</th><th>配点</th><th>点数</th><th>評価基準</th></tr><tr><td rowspan="3">社会資本維持活動の実績</td><td rowspan="3">過去1年間の社会資本維持活動実績の回数</td><td rowspan="3">2 (1)</td><td>2 (1)</td><td>活動実績4回以上あり</td></tr><tr><td>1 (0.5)</td><td>活動実績2回以上4回未満</td></tr><tr><td>0 (0)</td><td>活動実績2回未満、実績なし</td></tr></table> ※地域内での拠点の有無及び近隣地域での施工実績を評価項目とする場合は()の点数を適用する。	評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準	社会資本維持活動の実績	過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2 (1)	2 (1)	活動実績4回以上あり	1 (0.5)	活動実績2回以上4回未満	0 (0)	活動実績2回未満、実績なし	【61 ページ】 注記の修正
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																										
社会資本維持活動の実績	過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2 (1)	2 (1)	活動実績4回以上あり																										
			1 (0.5)	活動実績2回以上4回未満																										
			0 (0)	活動実績2回未満、実績なし																										
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準																										
社会資本維持活動の実績	過去1年間の社会資本維持活動実績の回数	2 (1)	2 (1)	活動実績4回以上あり																										
			1 (0.5)	活動実績2回以上4回未満																										
			0 (0)	活動実績2回未満、実績なし																										